

入 札 公 告

次のとおり，一般競争入札に付します．

2018 年 12 月 10 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院 長 三 角 隆 彦

1．競争入札に付する事項

(1) 事 業 名 称

平成 30 年度 医療機器等の整備

(2) 入 札 案 件 名 称

- ① 搬送用保育器 2 台 一式
- ② 自己血回収装置 一式
- ③ エルゴメーター 3 台 一式
- ④ オートクレーブ 4 台 一式
- ⑤ 生体情報モニタリングシステム 一式
- ⑥ 閉鎖式保育器 5 台 一式
- ⑦ 血液浄化装置 4 台 一式

※案件名称は，当院呼称とする．

(3) 納 入 期 限

各調達物品仕様書による．

(4) 納 入 場 所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院（以下，「当院」という．）

(5) 所 在 地

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉三丁目 6 番 1 号

(6) 入 札 方 法

- ① 前記 1（2）で示す医療機器等（以下，「各件」という．）を入札に付する．
- ② 入札に当たっては，前記 1（2）記載の各件それぞれに対して入札すること．
- ③ 入札金額については，調達物品の本体価格のほか，搬入，据付，配線，配管，調整，改修，設置等，各件に要する一切の諸経費を含めて入札金額を記載すること．
- ④ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切

り捨てた金額とする.)をもって落札価格とするので、入札金額については、消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額の除いた金額を記載すること。

(7) 調達内容及び条件

① 調達物品仕様書による。

(本院ホームページ(<http://www.tobu.saiseikai.or.jp>)からダウンロードしてください。)

(ア) 前記1(2)①は、調達物品仕様書1(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(イ) 前記1(2)②は、調達物品仕様書2(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(ウ) 前記1(2)③は、調達物品仕様書3(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(エ) 前記1(2)④は、調達物品仕様書4(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(オ) 前記1(2)⑤は、調達物品仕様書5(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(カ) 前記1(2)⑥は、調達物品仕様書6(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

(キ) 前記1(2)⑦は、調達物品仕様書7(本公告に添付)記載の要件を満たすものであること。

② 各件機器のメーカー保守点検契約に係る費用は含まない。

③ 前記1(2)①②③については、当院直接買入れによる調達とする。

④ 前記1(2)④⑤⑥⑦については、当院が指定するリース会社によるファイナンスリース契約による調達とする。

(8) 予 定 価 格

有り

(9) そ の 他

詳細は、入札説明書及び調達物品仕様書(以下、「入札関係書類」という。)による。

2. 競争入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)及び破産者で復権を得ない者。

② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過していない者(その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき。

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (イ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき.
- (ロ) その他、当院に著しい損害を与えたとき.
- (キ) この項（この号を除く.）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき.
- ③ 済生会本部、支部及び施設（以下、「実施法人本部等」という.）の役員又はこれらの親族が役員をしているなど、実施法人本部等と特別な関係にある者.
- ④ 入札対象案件の製造元（メーカー）が、100%出資する販売（子）会社である者.
- ⑤ その他、当院が不適当と認めた者.
- （２）次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある.
 - ① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載した者.
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者.
- （３）次の要件をすべて満たしている者であること.
 - ① 平成 29・30 年度横浜市一般競争入札資格者名簿（物品・委託等）において「1 物品」の「019 医療機械器具」に登録が認められている者で、細目「A 医療機器」の入札参加資格を有していること.
 - ② 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（法令番号 昭和 35 年法律第 145 号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること.
 - ③ 横浜市内で 500 床以上の病院との取引実績があること.
 - ④ 各件について、当院が指定する日時、場所に十分納品することができることを証明した者であること.
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（法令番号 平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと.
 - ⑥ 会社更生法（法令番号 平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（法令番号 平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者. なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）.

3. 入札に係る書類の提出等

- （１）入札に係る書類の提出場所、問い合わせ先及び問い合わせ方法

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6 番 1 号
 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
 事務部購買室 担当：森田
 電 話：045-576-3000(代表)
 ファクシミリ：045-576-3525
 E メール：yo_morita@tobu.saiseikai.or.jp

* 問い合わせについては、書面（ファクシミリでも可）又は E メールで行うこと.

- （２）入札参加に係る書類の提出及び資格確認申請結果通知

- ① 入札参加希望者は、2018年12月14日（金）15時00分までに別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」（本公告に添付）及び「秘密保持に関する誓約書」（本公告に添付）並びに前記2（3）①，②及び③に記載した資格を確認できる書類（以下，「入札前提出書類」という．）を直接持参するか配達記録が残る郵便等（郵便等は，当日必着のこと．）により前記3（1）に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること．
- ② 資格確認申請結果については，2018年12月14日（金）15時00分以降に入札担当者情報に記載された宛先に対して文書にて通知する．

（3）入札説明会の日時及び場所等

各件入札に係る入札説明会は実施しない．

（4）入札関係書類の交付方法

前記3（2）の資格確認申請結果において，各件入札参加資格「有」とされた入札参加希望者に対して，前記3（2）②と合わせて，希望申請された入札案件に係る入札関係書類を交付する．

（5）開札日時

2018年12月25日（火）10時00分より

（6）開札場所

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会横浜市東部病院 3階応接室

※郵送入札可

（7）開札への立会い

各件入札に対する開札における入札者の立会いは，不要とする．

（8）落札結果

各件入札に対する落札結果については，落札結果を落札事業者に対してのみ電話及び文書にて通知する．

（9）その他

詳細は，入札関係書類による．

4．その他

（1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ① 前記1（7）③については，日本語及び日本国通貨とする．
- ② 前記1（7）④については，当院が指定するリース会社規定に基づく．

（2）入札保証金及び契約保証金

免除

（3）入札者に要求される事項

- ① 競争入札参加者は開札日の前日までの間において，入札前提出書類に関し説明を求められた場合は，それに応じなければならない．
- ② 入札前提出書類は当院において審査するものとし，採用しうると判断した入札前提出書類を添付（提出）した入札参加希望者を入札参加対象者とする．

（4）入札の無効

- ① 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする．
- ② 前記3（2）②において，各件入札参加資格「有」として入札した場合であっても，開札後，改めて資格を確認して資格の確認ができなかった場合は，入札の無効とする．

(5) 落札者及び落札価格の決定方法

提出された有効な入札書のうち、予定価格（総価）の制限の範囲内で最低価格の有効な入札を行った入札者を落札者とする最低落札価格方式により、落札者及び落札価格を決定する。

※詳細は入札関係書類による。

(6) 契約書の作成の要否

① 前記 1 (7) ③については、要。

② 前記 1 (7) ④については、当院が指定するリース会社規定に基づく。

(7) その他

詳細は、入札関係書類による。

5. 添付資料

- (1) 調達物品仕様書 1
- (2) 調達物品仕様書 2
- (3) 調達物品仕様書 3
- (4) 調達物品仕様書 4
- (5) 調達物品仕様書 5
- (6) 調達物品仕様書 6
- (7) 調達物品仕様書 7
- (8) 一般競争入札資格確認申請書
- (9) 秘密保持に関する誓約書

以上

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角隆彦 殿

住所（所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

印

入札担当者情報

部署名	
氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
Eメールアドレス	

下記の入札への参加のため、競争入札参加資格の確認を申請します。

事業名称	平成30年度 医療機器等の整備
入札案件名称	☐ ① 搬送用保育器 2台 一式 ☐ ② 自己血回収装置 一式 ☐ ③ エルゴメーター 3台 一式 ☐ ④ オートクレーブ 4台 一式 ☐ ⑤ 生体情報モニタ 一式 ☐ ⑥ 閉鎖式保育器 5台 一式 ☐ ⑦ 血液浄化装置 4台 一式

※入札参加希望する入札案件名称の□内にチェックを記入すること。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入すること。
2. 印は、外国人又は外国法人にあつては、代表者の署名をもって代えることができる。
3. 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

秘密保持に関する誓約書

年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角隆彦 殿

住所（所在地）

氏名（法人名）

印

（代表者名）

電話番号： () -

（以下、「当社」という.）は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院における平成 30 年度医療機器等の整備に係る入札の検討（以下、「本件目的」という.）を行うにあたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報（以下、「秘密情報」という.）の取扱いに関し、以下、記載条項のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

第 1 条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（秘密情報の取扱い期間）

第 2 条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第 3 条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない.）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本件目的と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上

調達物品仕様書1

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

① 搬送用保育器 2台 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している搬送用保育器は、開院依頼使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより更に高い精度での新生児・低出生体重児の院内外の搬送が可能となり、横浜市の中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. ハイリスク新生児・低出生体重児の院内外搬送時の体温・呼吸管理および酸素療法に使用する搬送用保育器 2台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. 搬送用保育器 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 搬送用保育器 一式
 - 1-1 搬送用保育器 一式は以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 器内温度制御方式は時間比例制御方式であること。
 - 1-1-2 パルスオキシメーターが内蔵されていること。
 - 1-1-3 器内の酸素濃度がモニターできる濃度計が内蔵されていること。
 - 1-1-4 各部の表示言語は日本語であること。
 - 1-1-5 測定パラメーターの全てがリアルタイムにディスプレイに表示されモニタリングできること。
 - 1-1-6 器内の加温状態を把握するためのヒーター出力が10段階で表示できること。
 - 1-1-7 フード上部の凹凸をなくすため側面に付属する調光のできる照明灯を採用していること。
 - 1-1-8 前後のフードに内壁がついていること。
 - 1-1-9 処置窓のロック機構は開閉ノブによるロックと自動的にロックする機構のダブルロック機能になっていること。
 - 1-1-10 児固定バンドとフェンスのあるマットレスを有していること。
 - 1-1-11 本体と架台が分離できること。
 - 1-1-12 清浄化された空気を器内に導入する為に塵埃の濾去効果にすぐれているN99静電フィルターを装備していること。
 - 1-1-13 フィルターカバーには透明な窓がついており、工具を使わずにフィルター交換ができること。
 - 1-1-14 調和槽は清拭、消毒のしやすいステンレス性であり、臥床台、パッキン類等も工具なしで簡単に取り外せ清拭、消毒できること。
 - 1-1-15 臥床台は防振ゴムを採用し移動時の振動を抑制できること。
 - 1-1-16 本体は軽量かつコンパクトであり重量30キログラム以下であること。

- 1-1-17 バッテリーはリチウムイオンバッテリーであり180分の長時間駆動ができること。
- 1-1-18 処置の際、器内の温度・酸素低下防止のため手入れ窓専用カバーを有すること。
- 1-1-19 多目的に使用することが可能なポールを有すること。

- 1-2 調達物品は、次の項目を用意すること。
- 1-2-1 搬送用保育器本体 2台
- 1-2-2 搬送用保育器専用スタンド 2台
- 1-2-3 多目的ポール 2個
- 1-2-4 柔らかフェンスマットレス 2個
- 1-2-5 児固定バンド 2箱
- 1-2-6 手入れ窓用カバー 2箱

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
- 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
- 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を設定すること。
- 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
- 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
- 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
- 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
- 3-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。

- 4 その他
- 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
- 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書2

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

② 自己血回収装置 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している自己血回収装置は、開院依頼使用している。老朽化により術中および術後に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより更に高い精度での手術が可能となり、横浜市の中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. 術中および術後の自己血回収のために連続式赤血球分離プロセスを装置に有している自己血回収装置一式を用意すること

VII. 調達物品

1. 自己血回収装置 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 自己血回収装置 一式
 - 1-1 自己血回収装置本体については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 可動式タッチスクリーンと画面表示による分かりやすいガイダンスであること。
 - 1-1-2 回収血と洗浄済み赤血球のヘマトクリットをモニターし、スクリーン画面上で確認可能であること。
 - 1-1-3 内臓吸引ポンプの吸引圧調整をスクリーン画面上で操作可能であること。
 - 1-1-4 消耗品は1種類の洗浄セットで全症例対応であること。
 - 1-1-5 本体の高さを使用しやすい高さに5段階調整が可能であること。
 - 1-1-6 少量の出血から大量出血まで対応できる様、3種類の洗浄プログラムを有すること
 - 1-2 専用オートスタートリザーバーホルダについては、以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 自己血回収装置本体に設置し、赤外線センサーを本体に接続できること。
 - 1-2-2 リザーバー内の血液量を赤外線センサーにより判別し、事前設定した容量(200～3000mL)に基づいて洗浄処理をオートスタートすることが可能であること。
 - 1-3 医療用吸引器本体については、以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 自由空気量 FULL: 22L/分 SAVE: 16L/分であること。
 - 1-3-2 最高吸引圧力は-70Kpaであること。
 - 1-3-3 吸引圧力調整は0～70Kpaであること。
 - 1-3-4 最大吸引容量は800mLであること。
 - 1-4 調達物品は、次の項目を用意すること。
 - 1-4-1 自己血回収装置本体 1台
 - 1-4-2 専用オートスタートリザーバーホルダ 1個

- 1-4-3 医療用吸引器 1台
- 1-4-4 専用洗浄セット 1セット

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
 - 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
 - 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
 - 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
 - 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
 - 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
 - 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
 - 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
 - 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
 - 3-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。
- 4 その他
 - 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
 - 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書3

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

③ エルゴメータ 3台 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院のリハビリテーション科で使用しているエルゴメータは、開院依頼使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、また本装置を使用する件数も増加しており買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化及び件数増加に対応するもので、整備をすることにより更に高い精度での検査が可能となり、横浜市中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. 主に心臓リハビリテーションで使用する自転車エルゴメータ1台、コードレスバイク2台、合計3台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. エルゴメータ 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 エルゴメータ 一式
 - 1-1 エルゴメータは以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 当院が保有している呼気ガス分析装置と連動可能なこと。
 - 1-1-2 ランプ負荷を実行する事が可能なこと。
 - 1-1-3 任意の負荷プログラムが設定できること。
 - 1-1-4 エルゴメータはゼロワットスタート機能を有すること。
 - 1-2 コードレスバイクは以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 内臓バッテリーを有して、電源入力がなくても作動させることができること。
 - 1-2-2 内臓バッテリーは内部発電により充電できること。
 - 1-2-3 本体中央部が広く低く設計されたウォークスルー構造であること。
 - 1-2-4 体重制限が140kg以下であること。
 - 1-2-5 負荷制御が10～250Wで1W単位で調整ができること。
 - 1-2-6 座席に座ったままポジション調整ができること。
 - 1-3 調達物品は、次の項目を用意すること
 - 1-3-1 エルゴメータ 1台
 - 1-3-2 プログラムコントロールユニット 1台
 - 1-3-3 0WATTスタートシステム 1台
 - 1-3-4 コードレスバイク(リカンベントタイプ) 2台

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関する事。
 - 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。

- 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
- 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
- 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
- 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
- 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
- 3-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。
- 4 その他
- 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
- 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書4

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

④ オートクレーブ(高圧蒸気滅菌装置) 4台 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している高圧蒸気滅菌装置は、開院依頼使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより、要滅菌器材を手術・治療にご使用する疾患様へ、更に高い精度での滅菌器材の提供が可能となる。横浜市中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. 高圧蒸気滅菌装置(クリーン蒸気仕様) 4台、フロアーローディングカート9台、滅菌装置管理システム、カセット式卓上型高圧蒸気滅菌器(ステイティム5000G4)1台 を一式とし用意

VII. 調達物品

1. 高圧蒸気滅菌装置 一式
2. カセット式卓上型高圧蒸気滅菌器(ステイティム5000G4) 一式
3. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
4. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
5. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 高圧蒸気滅菌装置 一式
 - 1-1 高圧蒸気滅菌装置について、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 滅菌を必要とする各種滅菌器材類のうち、高温多湿に耐え得るものを対象に清浄(クリーン)蒸気を用いて自動的に蒸気滅菌処理を行うものであること。
 - 1-1-2 缶体に関しては、厚生労働省令「ボイラー及び圧力容器安全規則」の「第一種圧力容器安全規則」の「第一種圧力容器構造規格」及びクリーン蒸気発生器に関して「小型圧力容器構造規格」に合格したもので、都道府県労働局の行う「溶接検「構造検査」に合格したものであること。
 - 1-1-3 缶体は角型で外筒が内筒を完全に包み込む角型二重壁全溶接構造缶であり、缶体の板厚は内筒9mm、外筒9mm、扉9mm以上であること。また、内缶材質は耐久面を考慮しSUS304Lの無垢材を使用し内面仕上げは＃400番であること。缶体コーナーの曲率半径は、50mm以内であること。又、内筒底部はドレーン排出効率を考慮して船底形状であること。
 - 1-1-4 最高使用圧力は、0.25MPa以上であること。
 - 1-1-5 高圧蒸気滅菌装置4台の据付面積は既存の据付面積以内で設置が可能な構造であり、缶体有効内法寸法は、W660×H1450×D1200mmであること。
 - 1-1-6 扉は両扉方式で平型構造であり開閉はスイング式、扉締付機構は蝶番式スイングリフトクラッチ締付機構であり、扉の締付方法は圧縮空気によるフローティングシール方式であること。また、緊急時には手動開閉操作が容易に行える構造で缶体の断熱は6面断熱構造であること。胴部断熱は、耐熱性および耐薬品性に優れた高密度保温材(密度:130kg/m³以上)にて4面断熱構造とし、扉断熱は耐熱性に優れた保温材(密度:24kg/m³)にて省エネ・乾燥性能の向上・周辺環境へ
 - 1-1-7

- の放熱を低減できること。また、扉部の仕上げはステンレス鋼板製カバーを装備
- 1-1-8 蒸気による滅菌物の汚れを防止するため、内筒内に供給するクリーン蒸気発生機構では、RO水を使用できること。又、内筒への給蒸の系統は蒸気発生器から内筒であり、蒸気発生器で生成された蒸気を直接内筒へ投入すること。
- 1-1-9 クリーン蒸気発生装置は、メンテナンススペース確保のため滅菌装置側面に取り付けてあり内蔵されていること。
- 1-1-10 クリーン蒸気発生装置は、2本の蒸気発生筒と良好な飽和蒸気を供給できる分離筒にて構成されていること。また、気水分離筒はサイクロン方式を有する専用筒を付属していること。クリーン蒸気の発生量は、110kg/h以上であること。
- 1-1-11 真空ポンプは、高温・高湿の流体を連続して吸引しても十分耐えられる水封式二段エルモ式であり、真空到達度は-0.096Mpa以上（水温15℃時）であること。
- 1-1-12 除去効率DOP 0.3 μ m 99.999%以上のカートリッジ式エアフィルターを有すること。
- 1-1-13 缶内への滅菌物収納方法は、キャスター付き専用フロアカートにて滅菌装置まで運搬し、外台車を残さずカートがそのまま搬出入できる方式であること。また、専用カートは、缶内下側面のローラー部に積載でき、キャスターが缶体底部に接触しない構造であること。
- 1-1-14 制御方式はマイクロコンピューター方式であり、本体及び蒸気発生器を統合制御する機能を有すること。
- 1-1-15 操作側モニターはカラー液晶タッチパネルディスプレイにて漢字、カナ、数字にて表示できること。また、滅菌プログラムはシンボルマーク表示ができること。タッチパネルディスプレイのサイズは視認性を考慮し、7.5型以上であり、非操作側は7セグLEDで運転プログラム及び異常報知をする機能を有していること。滅菌プログラムは設定に適した名称を、漢字、カナ、英数字にて登録できること（大文字5文字以上、半角10文字以上）。また、設定に適した任意のシンボルマークに
- 1-1-16 運転プログラムを9種類有し、任意に設定変更可能なプログラムを5種類有していること。滅菌プログラム動作中は現在の工程、内筒温度・内筒圧力、操作側／反操作側の扉インターロック状態を表示できる機能を有し、運転の完了までの残時間、工程ごとの残時間が数字で表示できること。
- 1-1-17 ISO 11140に準拠したボウイ・ディック・テスト(BD)用インジケータを用いてテストを実施する専用プログラムが装備され装置の状況が確認できること。また、ボウイ・ディックテスト(BD)にて不具合判定時等に、装置内への空気の漏れ込みを確認できるリークテストのプログラムを有すること。
- 1-1-18 装置出荷時、据付時に測定した基準運転データと現状の運転データを比較する、滅菌装置の診断を目的としたサイクルテストプログラム（自動診断）を滅菌プログラムとは別個に有すること。診断箇所は20項目以上有し、基準運転データとの比較や基準値に対して許容範囲を超えた場合には警告表示ができること。診断結果をUSBの外部出力端子より取り出し、データ保存可能であること。取り出したデータはレポート形式に変換可能であること。
- 1-1-19 滅菌制御方式は、D値制御・F値制御・ON/OFF制御の全てが操作パネル上で設定可能であり被滅菌物の特性に合わせた滅菌処理が可能であること。又、滅菌温度低下時に滅菌効果を得られる滅菌時間の補正ができること。
- 1-1-20 滅菌工程の表示、工程ごとの残り時間、滅菌工程のプログラムおよび滅菌工程の経過時間・残り時間を表示できる機能を有すること。また、運転の完了までの残時間が表示できる機能を有すること。
- 1-1-21 運転履歴(過去100回分以上)及び異常履歴（過去60回分以上）・停電履歴(過去4回分以上)・サイクルテスト(過去2回分以上)、リークテスト履歴(過去1回分以上)結果履歴を表示できる機能を有すること。又、工程異常表示が10項目以上の異常項目と処置、確認内容が表示できること。
- 1-1-22 滅菌工程前のコンディショニング工程(空気排除および蒸気浸透工程)は、-0.08Mpa以上の高真空と0.1Mpa以上の陽圧を交互に繰り返すダイナミックパルス方式であること。必要に応じて真空中のみで行う真空パルス方式、陽圧下のみで行う陽圧パルス方式を自由に組み合わせて設定できること。
- 1-1-23 滅菌温度設定は、115～135℃までの範囲で可変可能であり、設定温度+0～3℃以内に維持できること。
- 1-1-24 乾燥方式は、乾燥能力に優れた混合乾燥方式であること。必要に応じて真空乾燥・ブロー乾燥・混合乾燥の3種類の乾燥方法を自由に組み合わせて設定できる
- 1-1-25 乾燥工程用給気配管系統には給気加温用熱交換器を設けること。熱交換器には、外筒輻射熱と設備蒸気配管からの輻射熱の2系統の加温方式を用いる構造
- 1-1-26 各工程のモニター表示(外筒・内筒温度・内筒圧力)機能および打点記録計(内

- 筒温度・内筒圧力・運転開始年月日時刻・運転終了年月日時刻)による記録機能を有すること。また、運転中異常が発生した場合にはエラー印字及び異常発生時刻を印字する機能を有すること。
- 1-1-27 装置稼働状況が離れた場所からでも確認可能な個別表示(電源・準備・運転・完了・異常)で識別可能な50cm²以上の稼働表示ランプを装置パネル前面上部に床面より高さ1550mm以上の位置で装備していること。また、稼働表示ランプは運転の完了が近づくと、作業者に運転完了予告として稼働表示ランプを点滅させ報知する機能を有すること。又、運転の完了が近づくと、作業者に運転完了予告として稼働表示ランプを点滅させ報知する機能を有すること。
- 1-1-28 各工程のモニター表示(外筒温度・内筒温度・内筒圧力)機能及び打点記録計(装置番号・内筒温度・内筒圧力・運転開始年月日時刻・運転終了年月日時刻)による記録機能を有すること。又、記録装置は運転中異常が発生した場合にはエラー印字及び異常発生時刻を印字する機能を有すること。
- 1-1-29 運転レポート・運転履歴・異常履歴・テスト結果はUSB等の外部出力端子より取り出し、データ保存可能であること。取り出したデータは日報帳票として出力可能であること。
- 1-1-30 運転レポートには、1行程時の外筒温度、内筒温度、缶内圧力がグラフで表示され、また、プログラム設定値、運転結果、装置情報、CI結果、BI結果、PCD結果が1ページに表示された日報帳票が出力可能であること。
- 1-1-31 扉の締め付けが確実に行われていないと運転がスタートできない安全装置を有すること。
- 1-1-32 缶体内に圧力がある場合には、圧力検出により扉が開かない安全装置を有すること。
- 1-1-33 運転中に作動異常(蒸気圧・水圧・圧縮空気圧)が発生した場合、異常に対する確認事項をカラー液晶タッチパネルディスプレイに表示し、同時に作業者にブザーおよび稼働表示ランプで報知する機能を有すること。
- 1-1-34 停電時の緊急対応として、缶体内に圧力がない場合に限り付属の工具により扉の手動開放が行える構造であること。
- 1-1-35 緊急対応用として正面パネル(操作側・反操作側)上に緊急停止ボタンを有すること。停電復帰時は時間(缶内温度)により装置が判断し、継続か退避動作を行う機能を有し、またディスプレイに表示すること。
- 1-2 滅菌装置管理システムについては、以下の要件を満たすこと。
- 1-2-1 高圧蒸気滅菌装置4台と接続し運転記録を管理できること。
- 1-2-2 滅菌装置の異常発生時における詳細な内容を表示し、異常時の対応を迅速に指示できること。
- 1-2-3 接続している滅菌装置の配管系統図を出力できること。
- 1-2-4 接続している滅菌装置における、運転毎のBI、B・Dテスト結果を登録できること。
- 1-2-5 各装置の異常時における詳細な内容を画面上で確認、出力できること。
- 1-2-6 各装置の稼働状況データ(温度、圧力、異常有無、運転開始、終了)のグラフ表示と、出力ができること。
- 1-2-7 各装置の当日の稼働状況印刷、異常発生時にその異常内容を印刷できること。
- 1-2-8 各装置の稼働状況をリアルタイムで表示できること。
- 1-2-9 各装置の各回の詳細データ(運転・動作プログラム内容)を画面で表示できること。
- 1-2-10 各装置の異常データ詳細(確認)グラフ画面を表示、出力でき、過去の異常情報が検索画面で表示できること。
- 1-2-11 各装置の過去の履歴検索が画面で表示、出力できること。
- 1-2-12 管理システム用端末は、CPUはIntel社製Celeron プロセッサー430(1.8GHz)以上と判断される性能を有すること。
- 1-2-13 主記憶容量は512MB以上であること。
- 1-2-14 JIS配列準拠の日本語キーボード及びスクロール機能付の2ボタンのボール式マウスを有すること。
- 1-2-15 ディスプレイは、対角17インチ以上のTFTカラー液晶ディスプレイであり、解像度1,024×768ドット以上の性能を有すること。
- 1-2-16 内蔵ハードディスクは物理容量80GB以上を有すること。
- 1-2-17 LAN(カテゴリー6)対応のインターフェース接続ポートを装備すること。
- 1-2-18 カラープリンターは600dpi以上の解像度を有するものであり、A4用紙の印刷に対応していること。
- 1-3 調達物品は、次の項目を用意すること。

- 1-3-1 高圧蒸気滅菌装置本体(クリーン蒸気仕様、両扉) 4台
- 1-3-2 高圧蒸気滅菌装置用フロアーローディングカート 9台
- 1-3-3 滅菌装置管理システム(滅菌装置 4台対応) 一式

2

- 2-1 未包装器材の滅菌(乾燥無し)は、初回滅菌サイクル時で約13分、連続して使用した場合は最短約9分で滅菌が行える。(Nサイクル時。Sサイクル時は11分)
本機は小型高圧蒸気滅菌器の欧州規格「EN13060タイプS」に準拠しているこ
- 2-2 貫流式ボイラーを内蔵しており、廃蒸気も専用のボトルに排気する方式なので特別な設備は必要としない。電源(AC100V)と蒸留水があれば滅菌が行えるこ
- 2-3 装置は、卓上型のコンパクトな装置なので、滅菌を必要とする最も近い場所へ簡単に移動でき、運転操作はカラー液晶タッチパネルディスプレイにて被滅菌物にあったプログラムを選択し、スタートスイッチを押すだけの簡単な操作で滅菌が行
- 2-4 滅菌には蒸留水を使用して作った蒸気(クリーン蒸気)をカセットに直接吹き込む独自の方式を採用しており、蒸留水および蒸気は再利用しないので被滅菌物を汚すことなく滅菌が行えること。
- 2-5 滅菌物を収納したカセットを装置に挿入する方式であり、滅菌後は滅菌物を必要とする所にカセットで無菌的に移動でき、開封後はそのままトレイとして使用でき
- 2-6 運転記録は装置内のメモリーに全て記録しており、データの取り出しはUSBフラッシュメモリーを本機に挿すだけで自動的に転送されること。

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 3 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
 - 3-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
 - 3-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
 - 3-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
 - 3-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
 - 3-1-4 現在、当院にある高圧蒸気滅菌装置4台及びその付属装置を引き取ること。
- 4 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
 - 4-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
 - 4-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。神奈川県内にアフターサービスセンターがあり、障害発生時に迅速な対応ができるようメーカーの技術員の派遣が可能であること。
 - 4-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
 - 4-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。
- 5 その他
 - 5-1 その他については、次の要件を満たすこと。
 - 5-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書5

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

⑤ 生体情報モニタリングシステム 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している生体情報モニタリングシステムは、開院以来使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより更に高い精度でのモニタリングが可能となり、横浜市の中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. EHCU及び1階救急におけるモニタリングに使用する生体情報モニタ 15台、及び搬送用生体情報モニタ 10台、スレーブディスプレイ 4台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. モニタリングシステム 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 生体情報モニタは、以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 基本構成に関しては以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 2台についてはディスプレイは対角19インチワイド以上、13台については対角15インチ以上のカラー液晶であること。
 - 1-1-2 パラメータのモジュールは、搬送時や患者の容態にあわせて電源が入っている状態で抜き差しが可能なこと。
 - 1-1-3 測定項目は、患者の症例にあわせて構成できるモジュールタイプであること。
 - 1-1-4 搬送時を考慮し、心電図・呼吸、SPO2、非観血血圧は、一つのモジュールとして統合されており、バッテリー、画面を有し搬送モニタとしても利用可能であること。
 - 1-1-5 タッチスクリーンによる操作が可能なこと。
 - 1-1-6 患者タイプやアプリケーションに合わせ、画面のレイアウトがあらかじめ設定できる機能を有すること。
 - 1-2 測定項目については以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 心電図測定に関しては以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-2 モニタ本体で5電極を使用しての12誘導心電図を測定する機能を有すること。
 - 1-2-3 QTおよびQTcのモニタリングが可能であること。

- 1-3 経皮的動脈血酸素飽和度測定(SpO₂)に関しては以下の要件を満たすこと。
 - 1-3-1 SpO₂は0～100%の範囲で測定が可能であること。
 - 1-3-2 既存の生体情報モニタの補用品が共用可能であること。
- 1-4 非観血血圧測定は、以下の要件を満たすこと
 - 1-4-1 手動／自動／連続にて測定ができ、自動測定間隔は変更できること。
 - 1-4-2 自動測定時には、時刻に同期した測定を行なうこと。
- 1-5 観血血圧測定は、以下の要件を満たすこと
 - 1-5-1 同時に5ch以上の血圧が測定できること。
 - 1-5-2 観血血圧測定は－40～300mmHg範囲以上で測定ができること
 - 1-5-3 血圧ラベルを、ch毎に任意に選択可能であること。
 - 1-5-4 0点校正はchごと及び全ch同時のうち任意の方法で行うことができること。
 - 1-5-5 観血血圧はオーバーラップして表示が可能なこと。
- 1-6 アラームに関しては以下の要件を満たすこと。
 - 1-6-1 アラームの重要度に応じて3段階以上のレベルがあり、それぞれのレベル毎に区別して知らせる機能を有すること。
 - 1-6-2 アラームは一定時間の中断後に自動的に再開する機能を有すること。
 - 1-6-3 アラーム発生時、画面上に色別にアラームメッセージが表示されること。
 - 1-6-4 アラーム発生時、画面以外でアラームを認識できるアラームランプを装備し、各アラームに準じた表示色または表示パターンを表示できること。
 - 1-6-5 アラームが発生している測定値の数値が点滅すること。
- 1-7 データ保存に関して以下の要件を満たすこと。
 - 1-7-1 モニタ本体に24時間以上の患者データを保存する機能を有すること。
 - 1-7-2 患者データのサンプリング間隔は1分間隔以上で、トレンドグラフにて1分間隔以上のデータを表示する機能を有すること。
 - 1-7-3 16項目以上のパラメータ数値データを24時間以上保存できること。
- 1-8 ネットワークに関して、以下の要件を満たすこと。
 - 1-8-1 ベッドサイドモニタにおいてEICU/EHCU/ICU/手術室内の他のベッドサイドモニタで得られる、波形、数値情報と呼び出すことが可能であること。
- 1-9 スレーブディスプレイに関しては以下の要件を満たすこと。
 - 1-9-1 EHCU 4台分の生体情報モニタの画面を天吊りされた液晶ディスプレイに表示すること。
 - 1-10 調達物品は、次の項目を用意すること。
 - 1-10-1 生体情報モニタ(8chモデル19インチ) 2式
 - 1-10-2 生体情報モニタ(6chモデル15インチ) 13式
 - 1-10-3 搬送用生体情報モニタ 10式
 - 1-10-4 32型カラーワイド液晶ディスプレイ 4式

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
 - 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
 - 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
 - 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
 - 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工する

- こと。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
- 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
- 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
- 3-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。
- 4 その他
- 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
- 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書6

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

⑥ 閉鎖式保育器 5台 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している閉鎖式保育器は、開院依頼使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより更に高い精度での新生児・低出生体重児の体温・呼吸管理が可能となり、横浜市の中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. ハイリスク新生児・低出生体重児の体温・呼吸管理および酸素療法に使用する閉鎖式保育器 5台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. 閉鎖式保育器 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 閉鎖式保育器 一式
- 1-1 閉鎖式保育器 一式は以下の要件を満たすこと。
- 1-1-1 器内温度制御方式はマニュアルコントロール、サーボコントロール、いずれの制御方式でも使用できること。
- 1-1-2 器内の湿度がサーボコントロールできること。
- 1-1-3 器内の酸素濃度が制御できる酸素コントローラーが内蔵されていること。
- 1-1-4 各部の表示言語は日本語であること。
- 1-1-5 測定パラメーターの全てがリアルタイムにディスプレイに表示され、取付場所、希望角度を自由に設定できるディスプレイであること。
- 1-1-6 器内の加温状態を把握するためのヒーター出力が10段階で表示できること。
- 1-1-7 フードの両側から操作・処置できる機能を備えていること。
- 1-1-8 前後のフードに内壁がついていること。
- 1-1-9 処置窓開放時には、エアカーテンが形成されること。
- 1-1-10 処置窓のロック機構は開閉ノブによるロックと自動的にロックする機構のダブルロック機能になっていること。
- 1-1-11 児を臥床台の上に載せたまま撮影ができるX線力セットトレイがついていること。
- 1-1-12 清浄化された空気を器内に導入する為に塵埃の濾去効果にすぐれているN99静電フィルターを装備していること。
- 1-1-13 フィルターカバーには透明な窓がついており、工具を使わずにフィルター交換ができること。
- 1-1-14 調和槽は清拭、消毒のしやすいステンレス性であり、臥床台、パッキン類等も工具なしで簡単に取り外せ清拭、消毒できること。
- 1-1-15 加湿機能部分は本体より取り出せ分解ができる構造であること。
- 1-1-16 シリンジポンプや輸液ポンプをとりつけられるI'Vポールを1台につき頭側1本、足

- 側2本装備すること。
- 1-1-17 保育器本体の大きさは、110cm×70cm×高さ150cm以内であること。
- 1-1-18 保育器本体の重量は110kg以内であること。
- 1-1-19 体重モニタが内臓されており、記録は最大で30件の表示が可能なこと。
- 1-1-20 人工呼吸器の回路や栄養投与の注入器(2.5～50ccシリンジ対応)等の保持に使用できるホルダーを装備すること。
- 1-1-21 小型の光線治療器は保育器のレールに接続可能であり照射モードは2段階切替可能で調光可能な観察灯としても使用できる装置を1台装備すること。
- 1-1-22 既存のスタンド式光線治療器の使用できるスタンドであること。

- 1-2 調達物品は、次の項目を用意すること。
- 1-2-1 閉鎖式保育器本体 5台
- 1-2-2 Fレールポール 5本
- 1-2-3 引出し1段 5個
- 1-2-4 引出し2段 5個
- 1-2-5 IVポールFレール用(頭側) 5本
- 1-2-6 クランク型IVポール(足側) 10本
- 1-2-7 4連コンセントセット(頭側) 5個
- 1-2-8 4連コンセントセット(足側) 5個
- 1-2-9 iシリーズ保育器対応光線治療器スタンドベース 4個
- 1-2-10 マルチホルダー 5個
- 1-2-11 ビリセラピー 1台

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
- 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
- 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
- 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
- 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
- 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
- 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
- 3-1-3 納入期より1年間は、保障、保守の対応及び、定期的に点検、調整を無償で行うこと。

- 4 その他
- 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
- 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

調達物品仕様書7

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

医療機器等の整備

II. 入札案件名称

⑦ 血液浄化装置 4台 一式

III. 入札公告日

2018年12月10日

IV. 概要

現在、当院で使用している多用途血液浄化装置は、開院以来使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより更に高い精度での血液浄化療法が可能となり、横浜市中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. 患者の治療に使用する、多用途血液浄化装置 4台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. 多用途血液浄化装置 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関する事
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関する事
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

- 1 血液浄化装置に関して以下の要件を満たすこと。
 - 1-1 治療モード
 - 1-1-1-1 急性腎不全などに対し持続緩徐式血液濾過透析(CRRT=CHD、CHF、CHDF、ECUM)を行う機能を有すること。
 - 1-1-1-2 CRRTで行う流量計量については、除水精度向上のため一括で測定する方式であること。
 - 1-1-1-3 CRRTで行う流量計量については安定的な治療のため外乱要因を排除する機能を有すること。
 - 1-1-1-4 CRRTにおいて重症患者に対し、高流量の補液・透析液設定が必要なため液系ポンプの最大流量が5.00L/hr以上あるものが2個以上あること。
 - 1-1-1-5 CRRTにおいて血液凝固トラブルを低減させるための工夫を血液回路に施していること。
 - 1-1-1-6 脱血圧を数値で測定できること
 - 1-1-2 神経疾患、膠原病等に対する血漿交換療法(PE,DFPP,PA)を行う機能を有すること。
 - 1-1-3 難治性腹水症に対し、CARTを行う機能を有すること。
 - 1-1-4 潰瘍性大腸炎等に対する血球成分除去療法(LCAP)を行う機能を有すること。
 - 1-1-5 薬物中毒、敗血症に対する血液直接灌流(DHP)を行う機能を有すること。
- 1-2 シリンジポンプは下記の機能を有すること。
 - 1-2-1 シリンジポンプに押し子はずれ検知機能を有すること。
 - 1-2-2 シリンジポンプにサイズ検知機能を有すること。
 - 1-2-3 シリンジポンプは各メーカーの20ml、30ml、50mlに対応すること。

- 1-3 各種安全機構
 - 1-3-1 臨床使用時に意図しない流量変更を行わない機能を有すること。
 - 1-3-2 各種併用消耗品(カラム)から漏血を検知する機能を有すること。
 - 1-3-3 血液回路内の気泡検知に関して従来装置より安全性が高い機能を装備していること。(気泡検知器を2個以上有していること)
 - 1-3-4 脱血警報が発生し脱血圧が一定時間内に正常領域に復帰した場合に血液ポンプが自動的に動作する機能を有すること。
 - 1-3-5 警報(異常)発生時にビジュアル的にガイダンスを表示する機能を有すること。
- 1-4 治療準備に関する機能
 - 1-4-1 装置の臨床使用前に自動診断機能を有すること。
 - 1-4-2 血液回路のセッティング時にビジュアル的にガイダンスを表示する機能を有すること。
 - 1-4-3 適用療法毎に自動プライミング機能を有すること。
 - 1-4-4 準備の煩雑な作業を軽減するために、パネル式回路などの工夫を採用していること。
- 1-5 その他の機能
 - 1-5-1 停電時に、血液ポンプを15分以上稼働させることができるバッテリーを有すること。
 - 1-5-2 透析液および補液の液切れを検知できるクリップセンサーを2つ以上有すること。
 - 1-5-3 透析液および補液を単独または、同時に加温する加温機能を有していること。
 - 1-5-4 移動がスムーズに行えるようハンドルバーと大型キャスターを有すること。
 - 1-5-5 装置内部に臨床データを記録し、そのデータを外部デバイスを通じて取り出し簡単にパソコンで表示できる機能を有すること。
- 1-4 調達物品は、次の項目を用意すること。
 - 1-4-1 多用途血液浄化装置 4台

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
 - 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
 - 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、2019年5月31日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
 - 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
 - 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
 - 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
 - 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
 - 3-1-2 調達物品は、納入後においても稼働に必要な消耗品および故障時に対する交換部品の安定供給が確保されていること。
 - 3-1-3 納入期より1年間は、初期不良等の故障に対して、無償で修理を行うこと。
- 4 その他
 - 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
 - 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上